

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十七号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

中野 美春

ロ 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市原馬室三千五百四十番地

ハ 登録番号

第〇〇一三〇〇一八号

#### 二 処分をした年月日

令和六年三月八日

#### 三 処分の内容

三月間の業務の停止（令和六年三月十五日から令和六年六月十四日まで）